

すさみ町役場新庁舎建設予定地 残土受入先募集要項

1. 目的

新庁舎建設予定地（現圃場）内の耕作土を町民等が新たな農地や既存農地の埋立や盛土の材料等として有効活用するため、受入れを希望する者を募集する。

2. 申込条件

- (1) 土砂の費用は無償とする。
- (2) 搬出地での積込、受入地までの運搬及び土砂の押土、敷き均し、転圧等は申込者の負担とする。
- (3) 引渡可能土量は1,500m³程度、ただし最小土量は原則5.0m³とする。
- (4) 引渡した土砂は転売等、目的外使用はしないこと。
- (5) 申込みの際には、申込者が自ら所有しているか、または、所有者の同意が得られた土地への受入れであること。
- (6) 法律上、埋立や盛土を行うことが可能な土地であること。
- (7) 申込み順と引渡し順は状況に応じ相違することがある。

3. 申込方法

別紙「土砂の受入申込書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ提出すること。

4. 申込期間

令和6年4月22日 ～ 令和6年8月30日

但し、上記期間内であっても、提供可能土砂がなくなり次第締め切りとする。

5. 申込後の手続き

- (1) 申込み順に引渡時期、土量等について協議する。
- (2) 協議が完了次第「土砂の受入れに関する覚書」（様式第2号）を締結する。
- (3) 受入完了後、土砂受入完了報告書、及び現場写真を提出すること。